

## 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		事業年度	・	・	法人名		
国家戦略特別区域の名称	1						
特定事業の内容	2						
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた事業実施計画に記載されることとなった年月日	6	・	・	・	・	・
	取得年月日	7	・	・	・	・	・
	特定事業の用に供した年月日	8	・	・	・	・	・
取得価額	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10					
	差引改定取得価額 (9)-(10)	11					
法人税額の特別控除額の計算							
(11)のうち(7)が平成31年3月31日以前であるものに係る額の合計額	12	円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	21	円		
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13						
(11)のうち(7)が平成31年4月1日以後であるものに係る額の合計額	14		当期税額基準額 $(21) \times \frac{20}{100}$	22			
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	15						
(14)のうち(6)が平成31年3月31日以前であるものに係る額	16		当期税額控除可能額 (20)と(22)のうち少ない金額)	23			
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	17						
税額控除限度額の計算	$((12) - (13)) + ((16) - (17)) \times \frac{15}{100} + ((13) + (17)) \times \frac{8}{100}$	18	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑩」)	24			
	$((14) - (15)) - ((16) - (17)) \times \frac{14}{100} + ((15) - (17)) \times \frac{7}{100}$	19					
	税額控除限度額 (18)+(19)	20	法人税額の特別控除額 (23)-(24)	25			
機械設備等の概要							

## 別表六（十五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額10」には、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 3 「機械設備等の概要」には、その機械設備等が、特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。